

妊婦支援給付金のご案内について

このたびは、妊娠に関するご事情により、深い悲しみやご心痛を抱えておられることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。

「妊婦支援給付金」につきましては、母子健康手帳交付前であっても、医師が胎児の心拍を確認した場合、流産、死産、または人工妊娠中絶をされた方も受給の対象となりますことから、もしお心が落ち着かれましたら、お手続きをご検討いただければと存じます。

お手続きに関する必要書類につきましては、下記のとおりとなります。ご不明な点等がございましたら、お手数でもお問い合わせください。

記

1. 妊婦支援給付金

本給付金は妊婦の方に支給するもので、本手続きによって支給いたします。

2. 必要書類

- ①妊婦給付認定申請書（1回目申請書）
- ②胎児の数の届出書（2回目申請書）
- ③妊婦の口座情報が確認できるものの写し
- ④マイナンバーカードまたは個人番号通知カードとご本人の確認書類（運転免許証など）
- ⑤妊娠の事実及び妊娠したお子さんの数（胎児心拍を確認した数）を証明した書類
（医師の診断書等）

3. 手続き方法

手続きにあたっては、上記必要書類を以下担当までお送りください。また、ご不明な点等がありましたら、併せてお問い合わせください。

4. 申請期限

流産等をしたことを産科医療機関等で確認した日から2年以内（2年間を経過した日の前日まで）です。

《問い合わせ・申請先》

〒088-2311

標茶町開運4丁目2番地

標茶町ふれあい交流センター 保健福祉課母子保健係

電話：015-485-1000